

香川県広域水道企業団の身分移管について

身分移管職員の給与及び勤務条件等は、原則として国・県に準拠したものとする。

○ 給料について

- ・ 国に準拠した給料表（9級制）とする。
- ・ 身分移管時の級号給は同額又は直近上位となるよう決定する。
- ・ その他給料の運用については、原則として県準拠とする。

○ 手当について

- ・ 地域手当は県内一律 3.2%とする。
- ・ 管理職手当の支給対象は職務の級が6級以上とし、金額は県に準拠する。
- ・ 特殊勤務手当は、構成団体に支給されている手当を支給する。
- ・ 期末勤勉手当は国に準拠する。

○ 休暇、職専免について

- ・ 県に準拠する。

○ 福利厚生について

- ・ 香川県市町村職員共済組合及び香川県市町村職員互助会に加入する。

○ 60歳以降の働き方について

- ・ 60歳以降の制度については、原則、国に準拠する。
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料月額の仕事の級は原則4級とする。

○ その他

- ・ 身分移管に伴い生じる不利益については、必要な是正措置を講ずる。

(今後のスケジュール)

- ・ 10月下旬 市町人事所管課に説明
- ・ 11月上中旬 職員説明会の実施（各ブロック統括センターごとに複数回開催）
身分移管同意書の配布
- ・ 12月中旬 身分移管同意書の受領
- ・ 12月下旬 市町人事所管課に情報提供及び身分移管手続きへの協力依頼
- ・ 1月中旬 身分移管希望者の採用のための選考